

第4次四街道市地域福祉計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 業務目的

本要領（以下「実施要領」という。）は、第4次四街道市地域福祉計画策定支援業務委託に係る最優先受託候補者を選定するための公募型プロポーザル実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務の概要

本業務の内容については、次の各項に掲げるもののほか、別紙「第4次四街道市地域福祉計画策定支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

- （1）業務の名称 第4次四街道市地域福祉計画策定支援業務委託
- （2）委託期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- （3）委託限度額 3,852,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- （1）法人格を有し、適格請求書発行事業者の登録をしている者とする。
- （2）四街道市の入札参加資格等について（令和6年四街道市公告第61号）第1項に該当する者であること。
- （3）参加申込書（様式1）の提出日から契約の相手方と決定されるまでの間に、四街道市入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されており、四街道市指名停止措置要領に基づく指名停止期間ではないこと。
- （4）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始決定がされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始決定がされていない者であること。
- （6）四街道市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- （7）宗教活動を目的とする法人ではないこと。
- （8）国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- （9）申請者及び申請者の役員、申請者の使用人、申請者の経営に事実上参加している者が、四街道市暴力団排除条例（平成24年四街道市条例第2号）第2条第3号に規定される暴力団員等、又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。

4. 失格要件

参加申込書（様式1）を提出してから最優先受託候補者が決定されるまでの間に、次

のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象より除外するものとする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (3) 参加申込書又は企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合。
- (4) 不渡手形又は不渡小切手を出した場合。
- (5) 会社更生法の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至った場合。
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認める場合。
- (7) 著しく信義に反する行為があった場合。

5. 様式一覧

- (1) 参加申込書（様式1）

※代表者以外の名義で申請する場合は、委任状（任意様式）を添付すること。

- (2) 質問書（様式2）
- (3) 企画提案提出書（様式3）
- (4) 業務実績書（様式4）
- (5) スタッフ等体制調書（様式5）
- (6) 見積書（任意様式）

6. 企画提案書類

次の（1）～（6）をもって、企画提案書類（一式）とする。

なお、（1）の次に目次を作成し、ページ番号を付したうえで、（2）から（6）の順に綴じるものとする。ファイル等使用の有無は問わないものとする。

また、用紙のサイズは、A4とする。ただし、図表やパンフレット等は、A3サイズも可とするが、A4サイズに折り込むこと。なお、ページ数は、A4サイズに置き換えて換算すること。

- (1) 企画提案提出書（様式3）

必要事項を記載すること。

- (2) 事業者概要書（任意様式）

「12. 選定基準」に沿って作成すること。また、受託候補者の経歴、組織体制、概要を記載すること。

- (3) 業務実績書（様式4）

直近10年以内の地方公共団体における同種の実績を記載すること。

- (4) スタッフ等体制調書（様式5）

総括責任者・主任研究員・担当研究員その他スタッフの氏名、資格、所属部門等必要事項を記載し、それぞれのスタッフが携わった代表的な実績や現在の手持ち業務の

状況を記載すること。

(5) 企画提案書（任意様式）

「実施要領」及び「仕様書」に則り、1者1案として作成すること。また、次の項目及び「12. 選定基準」に沿って作成すること。なお、A4両面で30ページ以内とする。

① 企画提案

- ア 本業務受託にあたっての基本的な考え方
- イ 国・県・近隣自治体の地域福祉計画等の動向
- ウ 仕様書項目についての実施方法と考え方
- エ 提案の特徴
- オ 計画書の目次構成及びレイアウトの構成案

② その他、独自の提案事項

③ 全体計画（業務スケジュール）

④ 見積書

(6) その他

- ① 会社概要のパンフレット等、PRになるものがある場合は提出可能とする（任意）。ページ数は、A4両面10ページ程度とする。なお、製本されているものは、特にPRしたいページA4両面10ページ程度を指定し、付箋を貼る等の工夫をすること。
- ② これまでに受託した地方公共団体の計画策定業務について、成果物のサンプルがある場合は、自治体名を認識できないよう加工したうえで、提出可能とする（任意）。
- ③ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について、女性活躍推進法に基づく認定又は次世代育成支援対策推進法に基づく認定、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を受けている場合は、認定を受けていることが確認できる書類（以下のいずれかに関する認定通知書等）の写しを提出すること。

ア 女性活躍推進法に基づく認定

- ・えるぼし認定
- ・プラチナえるぼし認定
- ・一般事業主行動計画策定企業（常時雇用する労働者が100人以下の場合のみ）

イ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- ・くるみん認定
- ・トライくるみん認定
- ・プラチナくるみん認定

ウ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

- ・ユースエール認定

7. 選定までのスケジュール（予定）

スケジュール	日時	提出書類
企画プロポーザル募集開始	令和7年1月31日（金）	－
質問書受付期限	令和7年2月6日（木）16時まで	質問書（様式2）
質問の回答	令和7年2月10日（月）16時まで	－
企画プロポーザル参加申込	令和7年2月13日（木）12時まで	参加申込書（様式1）
企画書等の提出期限	令和7年2月20日（木）12時まで	企画提案書類（一式） （様式3～5を含む）
書類審査の結果通知 （第1次審査）	令和7年3月14日（金）	－
プレゼンテーション審査 （第2次審査）	令和7年3月24日（月）	－
選定結果の通知（公表）	令和7年3月27日（木）	－
契約事務	令和7年4月1日（火）以降	－

※書類審査（第1次審査）の実施有無及び結果は、電子メール等にて通知する。

※プレゼンテーション審査（第2次審査）の開始時間、場所等は、後日電子メールにて通知する。

8. プロポーザル参加申込

令和7年2月13日（木）12時までに、参加申込書（様式1）を四街道市役所福祉サービス部社会福祉課宛て郵送又は持参すること。

※持参の場合は、土曜・日曜日、祝日を除く9時から17時まで。

※郵送の場合は、上記期限必着とする。

9. プロポーザルに関する質問

実施要領及び仕様書の内容等に質問がある場合は、質問書（様式2）を四街道市役所福祉サービス部社会福祉課宛て提出すること。

なお、要望や意見等は受け付けないものとする。

（1）受付期限 令和7年2月6日（木）16時まで

（2）提出方法 四街道市役所福祉サービス部社会福祉課宛て電子メールで質問書（様式2）を提出した後、社会福祉課担当宛て電話にて連絡すること。

電子メール：yshafuku@city.yotsukaido.chiba.jp

電話番号：043-421-6121

- (3) 回答方法 令和7年2月10日(月) 16時までに、質問者を伏せた上で、質問に対する回答を、その時点でプロポーザル参加申込を行った受託候補者全員に電子メールにて送付する。併せて、四街道市ホームページに掲載する。

10. 企画提案書類提出

プロポーザル参加申込を行った受託候補者は、次のとおり企画提案書類を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書類(一式) 15部(原本1部、副本14部提出)
- (2) 提出期限 令和7年2月20日(木) 12時まで
- (3) 提出方法 郵送又は持参すること。
※持参の場合は、土曜・日曜日、祝日を除く9時から17時まで。
※郵送の場合は、上記期限必着とする。
- (4) 提出場所 四街道市役所 福祉サービス部 社会福祉課 地域福祉係
〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地
電話番号：043-421-6121
- (5) 参加辞退 参加申込書提出後に辞退する場合は、「辞退届」(任意様式)を提出すること。以後、辞退により事業者が不利益な扱いを受けないものとする。

11. 審査方法

書類審査(第1次審査)及びプレゼンテーション審査(第2次審査)は、「12. 選定基準」に基づき、第4次四街道市地域福祉計画策定業務受託者選定委員会が行う。なお、選定結果に関する異議の申し立ては受理しないものとする。

(1) 書類審査(第1次審査)

企画提案書類を提出した受託候補者が3者を超える場合は、提出された企画提案書類の書類審査(第1次審査)を行い、上位3者を選定する。選定結果は、企画提案書類を提出した受託候補者全員に通知する。

ただし、企画提案書類を提出した受託候補者が3者以下の場合は、書類審査(第1次審査)を実施せず、全ての受託候補者について、プレゼンテーション審査(第2次審査)を実施する。

(2) プレゼンテーション審査(第2次審査)

受託候補者3者について、企画提案書類をもとに以下のとおりプレゼンテーション審査(第2次審査)を行い、最優先受託候補者を決定する。

選定結果は、プレゼンテーション審査(第2次審査)を実施した受託候補者全員に通知する。また、四街道市ホームページにおいて、最優先受託候補者の名称及び合計得点、その他の受託候補者の合計得点を公表する。

① 実施日

令和7年3月24日（月）

※受託候補者へは別途、プレゼンテーション審査（第2次審査）の開始時間、場所等を通知する。

② 実施方法

企画提案書類に基づくプレゼンテーション

30分（説明20分、質疑応答10分）

※当日に追加書類を配布する等、企画提案書類以外の資料配布は、認めない。

③ その他（留意事項）

- ・出席者は、3名以内とする。説明者は、本業務に携わる担当者とする。
- ・プロジェクター（HDMI端子、VGA端子）及びスクリーンは、四街道市にて用意するが、パソコン等その他必要と思われる物品については、受託候補者にて準備すること。
- ・遅刻等により指定した時間にプレゼンテーションが実施できなかった場合の提案は、無効とする。

1 2. 選定基準

- （1）書類審査（第1次審査）は、「第4次四街道市地域福祉計画策定業務受託者選定評価票」①～④及び⑥の評価項目により評価する。
- （2）プレゼンテーション審査（第2次審査）は、「第4次四街道市地域福祉計画策定業務受託者選定 評価票」①～⑥の評価項目により評価する。
- （3）合計得点が同点の場合は、評価項目②提案内容の得点が高い委託候補者を上位として選定する。さらに同点の場合は、評価項目④見積金額の得点が高い委託候補者を上位として選定する。
- （4）上位として選定された受託候補者のプレゼンテーション審査（第2次審査）の合計得点が配点の5割（50点）未満である場合は、最優先受託候補者として選定しないものとする。
- （5）受託候補者が1者のみの場合、書類審査のみを実施し、合計得点が配点の5割（46点）を超える者を最優先受託候補者として決定する。

1 3. 契約の方法

四街道市は、最優先受託候補者と予定価格の制限の範囲内で業務委託の契約交渉を行う。ただし、当該最優先受託候補者との契約が不調となった場合は、次点者との交渉を行うものとする。

1 4. その他

- （1）プロポーザルに関する一切の費用は、受託候補者の負担とする。

- (2) 提出された書類は、本件の審査以外には無断で使用しない。ただし、透明性や公正を期するために公表する場合がある。
- (3) 提出された書類は、提出後の差し替え、追加及び再提出は不可とする。また、提出された書類の返却は行わないものとする。
- (4) 最優先受託候補者選定後の契約締結は、四街道市に定められた随意契約手続きによるものとする。なお、予算が成立しない場合は実施しないものとする。
- (5) 企画提案書類に記載された項目は、契約締結時の仕様書に反映する。ただし、本業務の目的達成のため必要な範囲において、四街道市との協議により契約締結段階において項目の追加、変更、削除を行えるものとする。そのため、委託者選定の決定をもって、企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。
- (6) 最優先受託候補者は、予め四街道市の承認を受けた業務について、一部再委託することを可能とする。
- (7) 評価項目の評価点配分や審査の過程、内容等については、回答しないものとする。
- (8) インボイス制度への対応として、消費税の適格請求書等保存方法（インボイス制度）に対応するため、適格請求書（インボイス）の発行及び保存等の事務に対応すること。交付方法については、四街道市と協議を行い、決定すること。

15. 問い合わせ

〒284-8555

千葉県四街道市鹿渡無番地

千葉県四街道市役所 福祉サービス部 社会福祉課 地域福祉係

電話番号：043-421-6121

電子メール：yshafuku@city.yotsukaido.chiba.jp